出席停止について

<「出席停止」の目的>

"病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間"であることから、 集団の場での感染症の流行を防止するために行います。

<主な「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準>

学校保健安全法施行規則・第19条 (出席停止の期間の基準)

 新型コロナウイルス 感染症 が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを示します) インフルエンザ 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(園児においては3日)を経過するまで 時有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 解熱した後3日を経過するまで。 麻しん(はしか) 解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘 (みずぼうそう) ・ 対断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください) ・ 理解・なきといり ・ 理解・ないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください) ・ 理明結膜熱 主要症状(発熱、咽頭痛、結膜充血)が消退した後2日を経過するまで 		
感染症 状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを示します) インフルエンザ 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(園児においては3日)を経過するまで 百日咳 特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 麻しん(はしか) 解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘(みずぼうそう) (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)		発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。(症
ることを示します) 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(園児においては3日)を経過するまで 時有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘 (みずぼうそう) 発しん(水疱)が痂皮化する(かさぶたになる)まで(判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)		状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあ
インフルエンザ 過するまで 百日咳 特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 麻しん(はしか) 解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 乗しんが消失するまで(医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘(みずぼうそう) すべての発しん(水疱)が痂皮化する(かさぶたになる)まで(判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)		ることを示します)
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(園児においては3日)を経
百日咳 が終了するまで 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全 身状態が良好になるまで 解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘 ででの 発しん (水疱)が痂皮化する (かさぶたになる)まで (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)		過するまで
が終了するまで 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全	百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療
(おたふくかぜ) 身状態が良好になるまで 解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘 すべての 発しん (水疱) が痂皮化する (かさぶたになる) まで (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)		が終了するまで
解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘 (みずぼうそう) (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全
 麻しん(はしか) (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 風しん 水痘 (みずぼうそう) (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください) 	(おたふくかぜ)	身状態が良好になるまで
 い) 発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘 (みずぼうそう) (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください) 	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
 発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘		(医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってくださ
風しん (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください) 水痘 すべての発しん(水疱)が痂皮化する(かさぶたになる)まで(みずぼうそう) (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)		い)
水痘 すべての 発しん(水疱)が痂皮化する(かさぶたになる)まで (みずぼうそう) (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)	風しん	発しんが消失するまで
水痘 <u>すべての</u> 発しん (水疱) が痂皮化する (かさぶたになる) まで (みずぼうそう) (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)		(医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってくださ
(みずぼうそう) (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)		い)
	水痘	<u>すべての</u> 発しん (水疱) が痂皮化する (かさぶたになる) まで
咽頭結膜熱 主要症状(発熱、咽頭痛、結膜充血)が消退した後2日を経過するまで	(みずぼうそう)	(判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)
	咽頭結膜熱	主要症状(発熱、咽頭痛、結膜充血)が消退した後2日を経過するまで

《日にちの数え方》 ○○した後 △日を経過するまで…という記載の場合

○○と言う事象がみられた日を「0」日目と起算し、翌日から1日目、2日目と数えます。

<出席停止の手続きの流れ>

- 1 医師から感染症の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。
- 2 医師の診断に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。 (出席停止期間は、欠席扱いになりません。)
- 3 <u>登校する際は、医師の指示に従って登校(園)してください。</u> (保護者等の判断による登校(園)はご遠慮ください。)
- 4 「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を保護者の方で記入していただき、 登校(園)時にご提出ください。

※医療機関による証明書の提出は不要です。